

出席停止について

下記の表にある感染症と診断されましたら、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。主治医の指示に従い、療養してください。治癒後、再登校の際は、治癒証明書（医師記入）を学校にご提出ください。

\* インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合に限り、医師による治癒証明は不要です。出席停止期間の基準を守り、再登校の際には「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書」（保護者記入）を学校へ提出してください。

種類	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群【病原体がSARSコロナウイルスであるもの】、中東呼吸器症候群【病原体がMERSコロナウイルスであるもの】 特定鳥インフルエンザ【H5N1型】 上記の他新型インフルエンザ等感染症※1	治癒するまで
第2種	インフルエンザ※2 新型コロナウイルス感染症※2 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	※1 「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後、三日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後、二日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※上記の感染症以外で、他の生徒に感染させる恐れがあるため登校を控えるように主治医より指示があった場合は学校へご相談ください。

----- キリトリ線 -----

本人→担任（出席簿へ記録）→保健室

治癒証明書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外）

クラス \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

上記生徒は（病名）\_\_\_\_\_ のために加療中でしたが、治癒したことを証明します。

出席停止期間； \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_